

大地

発行 千歳市農業委員会

発行日 令和2年12月発行

編集 千歳市農業委員会だより編集委員会



就任のご挨拶

令和2年7月20日の総会において互選され、会長に就任いたしました。

微力ではございますが、全力を尽くして職務を全うする所存でございます。

さて、農業委員会法の改正により平成28年度から、農業委員会委員は市長の任命制となり、令和2年7月19日で新制度の1期目が終了し、7月20日からは2期目の体制がスタートいたしました。今回は、7名の委員の方が退任され8名の新委員の方と交代となり、新たな形での20名で、気持ちも新たに、千歳市の農地に係る課題について積極的な活動に取り組んでいきたいと考えています。

また、退任されました7名の委員の皆様方には、長い間ご尽力いただき、この場をお借りして心よりお礼申し上げます。

地域農業の発展のため農業委員会一丸となって取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

会長 長島 信行

千歳市農業委員会委員を紹介します

<p>○会長 ①推薦 ②新川</p> <p>長島 信行</p> 	<p>○会長職務代理者 ①推薦 ②根志越の一部（中央長都の一部）</p> <p>平沖 道徳</p> 	<p>◎農地 ○火山灰 ①推薦 ②長都・都の一部</p> <p>宮澤 徳夫</p> 	<p>○農政 ○火山灰 ①応募 ②長都・都・根志越の一部・北信濃・上長都</p> <p>三溝 健雄</p> 
<p>○農政 ○農地 ①推薦（団体）②泉郷</p> <p>登坂 英樹</p> 	<p>○農政 ○火山灰 ①応募 ②長都・釜加の一部（中長都）</p> <p>平岡 博</p> 	<p>●農地 ①推薦（団体）②幌加</p> <p>今 鉄雅</p> 	<p>○農地 ○火山灰 ①推薦 ②幌加</p> <p>片桐 好英</p> 
<p>○農政 ①推薦 ②祝梅、根志越の一部（中央長都の一部）</p> <p>樋口 司</p> 	<p>○農政 ①推薦 ②長都・釜加の一部（中長都）</p> <p>川端 智之</p> 	<p>○農地 ○火山灰 ①推薦 ②協和</p> <p>田村 正司</p> 	<p>○農地 ○火山灰 ①推薦 ②中央</p> <p>遠藤 義博</p> 
<p>◎農政 ○火山灰 ①推薦 ②泉郷</p> <p>鈴木 弘樹</p> 	<p>○農地 ①推薦（団体）②東丘</p> <p>清水 利一</p> 	<p>○農政 ●火山灰 ①推薦（団体） ②長都・釜加の一部（中長都）</p> <p>平岡日出男</p> 	<p>○農政 ○火山灰 ①推薦 ②東丘</p> <p>黒澤 譲治</p> 
<p>○農地 ①応募（中立委員） ②市内全域</p> <p>藤田 勝久</p> 	<p>●農政 ○農地 ①推薦（団体）②駒里</p> <p>中村由美子</p> 	<p>○農地 ◎火山灰 ①推薦 ②釜加</p> <p>山形 繁雄</p> 	<p>○農政 ①推薦（団体）②駒里</p> <p>高橋 正</p> 

○所属小委員会等（農政小委員会、農地小委員会、火山灰・砂利採取特別委員会）
（◎＝委員長 ●＝副委員長）

①応募委員、推薦（団体）委員の別 ②担当地区 ・氏名・顔写真

第24期農業委員は以上の20名となります。任期は令和5年7月19日までです。皆さま、どうぞよろしくお願いいたします。

農地のことで何かありましたら、地区の委員へお気軽にご相談下さい。

また、このたび退任されました、小栗美恵様（3年）、菅蒲一博様（9年）、高嶋典雄様（30年）、今村隆徳様（12年）、森本清美様（6年）、今務様（3年）、坂野智様（10年）におかれましては、長年にわたりご尽力いただきありがとうございました。



堆肥の適正管理について

平成16年11月から「家畜排せつ物法」が施行となり、畜産農家にとっては、家畜排せつ物の野積み・素掘り等の不適切管理、さらに完成された堆肥の野積みについても禁止され、適正管理が義務付けられています。しかし耕種農家の家畜排せつ物以外を原料とする堆肥は、規制対象外になっています。

このため、畑に利用するための堆肥が数か月間以上、畑に野積みの状態で放置され、悪臭による周辺住民からの苦情や鳥類による周辺被害が多数発生しています。

堆肥を利用される場合は、使う時期に使う分だけ運び入れ、長期間放置（野積み）せずに、速やかに鋤き込むようにしてください。



農地を管理されるうえで、環境問題とならないよう農家の皆様のご協力をお願いいたします。 農地係 TEL24-0814

全国農業新聞で情報収集しませんか

全国農業新聞（昭和27年創刊）は、地域農業者の代表機関である農業委員会ネットワーク機構が発行する農業専門紙です。

1週間の農政の動きや、現場で役立つ栽培技術・流通の情報、魅力的な農家の取り組みなどを幅広く伝え、担い手の皆様の経営発展に役立つ新聞として高く評価いただいております。

令和2年4月、業界初の紙面オールカラー化に取り組み、より「見やすい」「分かりやすい」新聞へと生まれ変わりました。ぜひ1度手に取っていただき、情報収集のツールとして全国農業新聞を購読してみませんか？

◆発行日／毎週金曜日 ◆購読料／月額700円（税・送料込）

【お問合せ先】

企画振興係 TEL24-0799



農業者年金へ加入しませんか

○ 農業者年金・6つのポイント

1. 次の3つを満たす農業者なら広く加入できます。

ア 年間60日以上農業従事 イ 国民年金の第1号被保険者 ウ 60歳未満

2. 少子高齢時代に強い積立方式・確定拠出型の年金

3. 保険料は自由に決められる

4. 終身年金。80歳前に亡くなった場合には死亡一時金あり

5. 税制面で大きな優遇 6. 保険料の国庫補助

○ 農地の権利名義を持たない配偶者や後継者などの家族農業従事者も加入できます。

【お問合せ先】 企画振興係 TEL：24-0799



家族経営協定を結びませんか



経営の安定と発展、生活の向上を目標において、家族全員がお互いを尊重して対等な立場で、農業経営面と生活面について十分に話し合い、取り決めを行っていくことを『家族経営協定』といいます。

家族経営協定を締結している認定農業者、主業農家の配偶者へは、政策的な支援があります。これらを活用して、経営改善が進めることができます。

【制度上の主なメリット】

□ 認定農業者の共同申請

実質的に共同経営を行っている場合、収益の配分と経営方針決定への参画が明確にされている家族経営協定が結ばれていることを要件に、夫婦等による認定農業者の共同申請が認められます。

□ 農業者年金の国庫助成

青色申告をしている認定農業者等と家族経営協定を締結して、経営に参画している配偶者、後継者に対しては、基本となる保険料(20,000円)のうち一定割合の国庫助成が行われます。

□ 農業次世代人材投資資金(旧青年就農給付金)

経営開始型として、夫婦ともに就農する場合、家族経営協定などにより共同経営者であることが明確である場合は、夫婦合わせて1.5人分が交付されます。

令和3年度農業施策と予算に関する要望意見の提出について

農業委員会では、毎年北海道農業会議を通じて、農業施策と予算に関する課題について、国などに要望活動を行っています。

- 1 日米FTA交渉入りの中止と現行協定の見直し
- 2 農業次世代人材投資事業の改善と拡充
- 3 婚姻又は農業法人への就職者に対する研修支援の拡充
- 4 狩猟免許の取得促進と駆除の担い手対策
- 5 ゲノム(遺伝情報)編集農産物の安全性の確保
- 6 スマート農業のための環境整備
- 7 人体への安全性や環境への影響が懸念されている除草剤・農薬の使用規制

(令和2年2月3日千歳市農業委員会提出)

農地パトロールを実施しました

農業委員会では、(1)地域の農地利用の確認、(2)遊休農地の実態把握と発生防止・解消、(3)違反転用発生防止・早期発見を目的に毎年、市内全域で「農地パトロール（利用状況調査）」を実施しています。



今年で11回目となる農地パトロールは、新型コロナウイルス感染症防止のため縮小開催となりましたが、事前調査として、6月に農地小委員会委員及び事務局において、31か所の圃場を含む市内全域を巡回し、8月30日には、農業委員、農業関係機関等の20名で本パトロールを実施しました。

令和元年度末における当市の遊休農地は0.79haであり、市内の農地面積に対する割合は低い状況にあるものの、農地を良好な状態で維持・保全し続けるためには、①地域の農地利用の確認、②遊休農地の実態把握、③違反転用の発生防止と早期発見・是正に向け、引き続き力を入れて取り組む必要があります。

このため、パトロールの翌月に、報告・検討会を開催して、巡回した圃場の現状と課題を整理し、今後の遊休農地の解消や違反転用状態への指導・対応について検討するとともに、引き続き注視すべき農地について協議を行いました。

今後とも農地の適正な管理に向け、関係機関及び地域の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



農地を無断で転用するのは、農地法違反です！

農地を耕作目的以外で使用する場合は、自分の土地であっても、原則として転用許可を受ける必要があります。

以下に当てはまるときは、まず、農業委員会に相談しましょう。

- 農地に農機具格納庫やバンカーサイロなど、農業経営に関わる施設を整備しようとするとき
- 農地に、住宅を建てようとするとき
- その他、農地を農地以外の目的で使用するとき

- 農地法は、国民の農業生産基盤である農地を守るためにあります。
- 農地法に違反すると、罰則（3年以下の懲役又は300万円以下の罰金（法人の場合は1億円以下の罰金））が科される場合があります。 農地係 TEL24-0814

高度無線環境整備推進事業について

千歳市では電気通信事業者と連携して、光ファイバ未整備地区において、地域の方が光ファイバによるインターネットサービスができるよう整備を行います。

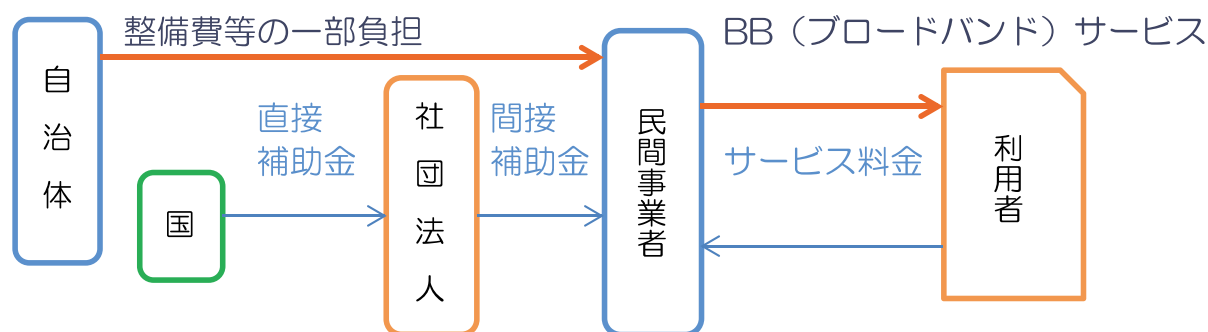
本事業は無線局設置を前提とした国の補助事業であり、活用するためには対象地域の回線利用者数を相当程度確保する必要があり、地域の方の利用意向が重要な要素となります。また、加入者はWi-Fi ルータの設置が必要となるため、自己負担が発生します。

◎未整備地区：祝梅（一部）、根志越（一部）、中央、泉郷、幌加、協和、新川、東丘、モラップ、幌美内

◎想定加入者数：166～250 世帯

- ◎自己負担予想額： ①初期費用（工事費）19,800 円（現場の状況により変動）
②月額使用料 5,000 円～8,000 円（プロバイダ等の選択により変動）
③Wi-Fi（ワイファイ）ルータの設置が必要

○光ファイバ整備



北海道農業経営相談所について

農業経営者の皆さまが抱えている様々な課題に対応するため、公益財団法人北海道農業公社が、農業経営相談所を開設しました。

地域の市町村やJA などとともに農業経営の法人化や多角化、経営継承、規模拡大などの経営課題に取り組む皆さんに対し、関係機関や専門家が連携して支援を行います。

無料で専門家による個別指導が受けられます。

農業経営相談所には、中小企業診断士、社会保険労務士や税理士をはじめ農業分野での指導経験が豊富な専門家が登録されております。

農業経営者の皆さまが抱える課題に応じて最適な専門家を無料で派遣しますので、ぜひ積極的にご活用されるようご検討ください。

最寄りの各振興局農務課および農業改良普及センターでもご相談をお受けしています。

【お問合せ先】

北海道農業経営相談所

事務局（公財）北海道農業公社 農業経営相談室

〒060-0005 札幌市中央区北5条西6丁目1-23 TEL011-522-5579

<http://www.adhokkaido.or.jp/>

個人版事業承継税制(贈与税・相続税)の創設

個人事業者向け（農業者含む）に、後継者が事業用資産を先代から承継した際に課税される贈与税・相続税の負担を軽減される新制度が、令和元年度税制改正により10年間の時限措置で創設されました。対象資産にかかる贈与税・相続税の納税が猶予されます。

- 対象資産（青色申告書の貸借対照表に計上されている土地、建物、減価償却資産）
 - ▽農地等以外の土地、建物（土地は400㎡、建物は800㎡まで）
【畜舎、ライスセンター等】
 - ▽機械、器具備品
【トラクター、コンバイン、自動計量器等】
 - ▽車両 【トラック等】
 - ▽生物 ※肉用牛は棚卸資産のため対象外
【乳用牛、繁殖母豚、かんきつ樹、茶樹等】 等

農地等は既存の
納税猶予で対応

- 主要要件等
 - ▽「個人事業承継計画」を平成31年4月1日～令和6年3月31日の間に、北海道（経済部地域経済局中小企業課小規模企業係）に提出し確認を受けること
 - ▽平成31年1月1日～令和10年12月31日の間に対象資産（特定事業用資産）の全てを贈与・相続し農業を承継すること
 - ▽経営承継円滑化法に基づく北海道（同上）の認定を受けること 等
- 先代経営者の要件（贈与者・被相続人）
 - ▽贈与（相続）以前3年間、青色申告（65万円控除）を提出していたこと
 - ▽農業の総収入金額が0を超えること
 - ▽贈与の時までに農業についての廃業の届出書を提出していること（贈与者） 等
- 後継者（受贈者）の要件
 - ▽20歳以上であり（R4.4.1以降は18歳以上）、かつ、農業に3年以上従事していること
 - ▽贈与により特定事業用資産の全てを取得していること
 - ▽納税猶予の適用を受ける特定事業用資産の全てを有し、かつ、自己の事業の用に供している又はその見込みであること
 - ▽農業の開業届を提出していること
 - ▽青色申告の認定を受けていること
 - ▽個人事業承継計画の確認を受けていること 等
- 後継者（相続人の要件）
 - ▽相続等により特定事業用資産の全てを取得していること
 - ▽相続開始の直前まで農業に従事していたこと
 - ▽納税猶予の適用を受ける特定事業用資産の全てを有し、かつ、自己の事業の用に供している又はその見込みであること
 - ▽農業の開業届を提出していること
 - ▽青色申告の認定を受けていること又はその見込みであること
 - ▽個人事業承継計画の確認を受けていること 等

【お問合せ先】 北海道経済部 地域経済局 中小企業課 小規模企業係
Tel011-204-5331（直通）



千歳市の農地の平均賃料

○農地法第52条の規定に基づく農地平均賃料の調査結果についてお知らせいたします。

☆市内平均賃貸借料（10aあたり）

※算出金額は実勢価格を用いています。

田・転作田	平均額（円）	最高額（円）	最低額（円）	データ 件数	摘要
元年度	11,545	14,000	3,922	94	H29年～R1年の3年間平均
30年度	11,809	14,000	3,922	91	H29年～H30年の2年間平均
前年対比	-264	0	0	3	
畑（普通畑）	平均額（円）	最高額（円）	最低額（円）	データ 件数	摘要
元年度	6,575	10,494	2,550	140	H30年～R1年の2年間平均
30年度	6,457	10,200	2,550	157	
前年対比	118	294	0	-17	

総会開催予定日について

12月総会開催日	12月23日（水）	各申請書の提出期限	12月1日
1月総会開催日	1月29日（金）	各申請書の提出期限	1月8日
2月総会開催日	2月26日（金）	各申請書の提出期限	2月5日
3月総会開催日	3月25日（木）	各申請書の提出期限	3月4日

●各申請書（農業委員会への提出期限）・・・法3・4・5・18条、農地利用集積計画関係等
 なお、積雪期間は現況証明交付にかかる現地調査が困難になることから、この間は受付できませんのでご了承願います。

編集後記

新型コロナウイルス感染症、豪雨災害、高温、それらに伴う二次的な被害など、つらい1年となりましたが、その中から学び、新しいスタイルを取り入れていくという、これまで以上にチャレンジする1年でもあったのではないのでしょうか。

以前のような生活に戻るためには、まだまだ時間がかかるとは思いますが、1日も早く元に戻れるよう、願うばかりです。



○本誌「大地」は千歳市のホームページでもご覧いただけます。（再生紙と大豆インキを使用）